

佐賀県議会告示第1号

佐賀県議会事務局規程（昭和36年佐賀県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

佐賀県議会議長 石 倉 秀 郷

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>(事務局職員の職)</p> <p>第1条 佐賀県議会事務局(以下「事務局」という。)の職員の職は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ、<u>左欄</u>の職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="237 632 1104 1002"><tr><td data-bbox="237 632 528 1002">書記</td><td data-bbox="530 632 1104 1002">略 課長 <u>室長</u> 参事 副課長 <u>副室長</u> 主幹 略</td></tr><tr><td data-bbox="237 1003 528 1050">略</td><td data-bbox="530 1003 1104 1050"></td></tr></table>	書記	略 課長 <u>室長</u> 参事 副課長 <u>副室長</u> 主幹 略	略		<p>(事務局職員の職)</p> <p>第1条 佐賀県議会事務局(以下「事務局」という。)の職員の職は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ左欄の職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="1164 632 2031 1002"><tr><td data-bbox="1164 632 1456 1002">書記</td><td data-bbox="1458 632 2031 1002">略 課長 参事 副課長 主幹 略</td></tr><tr><td data-bbox="1164 1003 1456 1050">略</td><td data-bbox="1458 1003 2031 1050"></td></tr></table>	書記	略 課長 参事 副課長 主幹 略	略	
書記	略 課長 <u>室長</u> 参事 副課長 <u>副室長</u> 主幹 略								
略									
書記	略 課長 参事 副課長 主幹 略								
略									
<p>(組織)</p> <p>第3条 事務局に次の課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>議事調査課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は次のとおりとする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 事務局に次の課を置く。</p> <p>略</p> <p><u>議事課</u></p> <p><u>政務調査課</u></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は次のとおりとする。</p>								

改正前	改正後
<p>総務課 (1)～(15) 略 (16) <u>その他議事調査課の所管に属しない事項に関すること。</u> <u>議事調査課</u> (1)～(4) 略 (5) <u>議案の調査、県政の調査及び資料の作成に関すること。</u> (6) <u>請願及び陳情の処理に関すること。</u> (7) <u>意見書、決議案の処理に関すること。</u> (8) 略 (9) <u>各都道府県の資料調査に関すること。</u> (10) <u>議会図書室に関すること。</u> (11) <u>議長会及び局長会に関すること。</u> (12) <u>その他、議事調査に関すること。</u></p> <p>(室の設置) 第6条 <u>議事調査課に政務調査室を置き、室の分掌事務は課長が定</u></p>	<p>総務課 (1)～(15) 略 (16) <u>その他他課の所管に属しない事項に関すること。</u> <u>議事課</u> (1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>その他議事に関すること。</u> <u>政務調査課</u> (1) <u>議案の調査、県政の調査及び資料の作成に関すること。</u> (2) <u>請願及び陳情の処理に関すること。</u> (3) <u>意見書、決議案の処理に関すること。</u> (4) <u>各都道府県の資料調査に関すること。</u> (5) <u>議会図書室に関すること。</u> (6) <u>議長会及び局長会に関すること。</u> (7) <u>議員提出の政策条例の制定の支援に関すること。</u> (8) <u>その他政務調査に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>める。</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第 7 条 略</p> <p><u>2 室長は、上司の命を受けて、室の分掌事務を掌理する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 副課長又は副室長は、課長又は室長を補佐し、課又は室の分掌事務を整理し、課長又は室長不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>5 ~ 8 略</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第 7 条の 2 略</p> <p>(室長の専決)</p> <p>第 9 条の 2 <u>室長は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>(事務の代決)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>室長が専決することができる事務について、室長が不在のときは、副室長がその事務を代決することができる。</u></p>	<p>(職員の職務)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 副課長は、課長を補佐し、課の分掌事務を整理し、課長不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>4 ~ 7 略</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>(事務の代決)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。